

保險商品審査事例集

令和2年2月

金融庁監督局保険課

保険商品審査事例集の目的

保険商品の審査基準については、保険業法（以下、「法」）第5条第1項第3号及び第4号並びに保険業法施行規則（以下、「規則」）第11条及び第12条に定められており、また、保険会社向けの総合的な監督指針（以下、「監督指針」）IVにおいて、効率化、明確化及び透明性向上の観点から、保険商品審査上の留意点を公表している。

この保険商品審査事例集は、実際の審査等の過程において、当局と保険会社との間で共有するに至った問題認識や、商品開発における先進的な取組等について要約したものである。当局における考え方を明らかにすることにより、商品審査において効率的に深度ある双方向の議論を行い、顧客本位の業務運営の観点から優良な商品開発等に資することを期待する。

なお、掲載事例は全ての保険会社に当てはまるものではない。また、問題認識に対する解決策等は、必ずしも掲載事例に限られるものでもない。保険会社各社においては、創意工夫を凝らした商品開発等を行っていただきたいと考える。

本事例集は、令和元年6月～12月に実施した商品審査での事例を中心に作成している。

1. 生命保険商品（約款・事業方法書）

(1) 法第5条第1項第3号イ（保険契約者等の保護）

《保険金受取人に対する為替リスクの説明》

外貨建収入保障保険の創設にあたり、契約締結の前に為替リスクを含む商品内容について保険金受取人の理解を深めるために、原則として、契約内容の説明時に保険金受取人（被保険者死亡の場合の保険金受取人）が同席し商品の特徴や為替リスク等について説明を受けることを契約成立の要件とした。

(コメント) 収入保障保険は、被保険者が死亡その他所定の状態になった場合に、保険期間終了まで毎月保険金が支払われる保障商品であるが、外貨建の場合、為替変動によって邦貨換算した保険金受取額が増減することになり、保険金受取人（被保険者死亡の場合の保険金受取人。以下本コメントにおいて同じ。）の生活に与える影響は大きい。一方、現行の募集ルールでは、保険金受取人への募集時の説明や了解を得ることまでは求められていない。本商品のような、為替変動による保険金受取額の変動が保険金受取人の月々の生活に直接的な影響を与える場合、契約締結の前に為替リスクを含む商品内容について保険金受取人の理解を深めようとする取組みは、顧客保護の観点から有益なものと考えられる。

このほかにも本商品は、契約者自身についても、適合性の観点から、金融知識・判断力に加え、円建の金融資産等を一定金額以上有していることなどを契約成立の要件とし、募集時に確認を行うこととしている。

《顧客の正しい商品理解を促す説明態勢》

外貨建平準払終身保険の保険料を邦貨で払い込む場合に、指定通貨への換算に用いる為替レートを、相場に関わらず、一定の範囲とする特約の創設にあたり、特約にかかる費用（毎月の保険料に対する割合）を明示するとともに、毎月の保険料換算に適用する為替レートが契約時から一定であった場合などは、積立金額はこの特約を付加しなかった場合の積立金額を下回ることを明記することとした。

(コメント) 主契約の保険料とは別に特約の保険料を徴収しない場合であっても、実質的に顧客に何らかの費用負担が生じる場合、特約の特徴と併せて当該費用負担について明確に分かりやすく説明する必要がある。本特約は、顧客の為替リスクを抑えるための特約保険料を徴収しない代わりに、主契約の保険料から必要な費用が控除され、その金額が積立金額に反映されることに伴って、経過年数に応じた死亡保険金や解約返戻金に影響を及ぼす仕組みであることから、審査の過程において、顧客の商品に対する正しい理解を深め、合理的な商品選択を可能とするために、どのような説明を行うか確認した。

(2) 法第5条第1項第3号イ（保険契約者等の保護）、規則第11条第1号（契約者の需要と利便）、指針IV-1-11（法人等向け保険商品の設計上の留意点）

《法人向け保険における募集時の留意事項》

法人向け定期保険の募集にあたり、①「保障」等を目的とした保険商品であること、②保険料の一部を損金算入したとしても課税の繰り延べに過ぎず、原則、節税効果はないこと、③保険本来の趣旨を逸脱する保険加入は勧めていないことを十分に説明することとした。

(コメント) 法人向け保険商品の開発にあたっては、短期の中途解約を前提とした商品など保険本来の趣旨を逸脱するような募集活動につながるものとなっていないか、その商品性について検討を行う必要がある。また、実際は課税の繰り延べ効果しかないにもかかわらず、節税効果があるかのように顧客に誤認させる販売手法が問題となったことなども踏まえ、審査の過程において、募集資料等や募集体制の整備状況についても確認した。

(3) 規則第11条第1号（契約者の需要と利便）

《終身年金の提供》

平準払外貨建個人年金保険の創設にあたり、年金種類を確定年金のみとしていたが、長寿化への備えなど社会的な意義等を考慮して、終身年金も提供することとした。

(コメント) 顧客本位の業務運営の定着に向け、長寿化による医療・介護負担等に伴う顧客の保険ニーズに適切に対応した商品を開発・販売することは重要である。終身年金は長寿化に対する解決策の一つとなりうる商品であり、潜在的な需要があるものと考えられることに加え、保険会社のみ提供可能な商品であることから、保険会社として終身年金を提供し、普及させていくことに社会的な意義があるものと考えられる。また、併せて、保険募集時や年金支払開始前に、顧客の意向や状況を適切に把握し、これに即した商品を提供するために、確定年金のみならず、終身年金も含めて商品についての適切な情報提供をすることは重要と考えられる。

(4) 監督指針IV-1-2 (保障又は補償の内容)

《ヒューマン・ヴァリュー特約の内容》

従業員が3大疾病や就業不能状態となった際の従業員への給付に加えて、従業員が当該状態になったことによって企業に生じる負担を保障するヒューマン・ヴァリュー特約を創設するにあたり、支払事由について企業側に起因するものを排除するため、従業員の3大疾病を原因とするものに限ることとした。

(コメント) いわゆるヒューマン・ヴァリュー特約については、企業が負担するコスト相当分の保障額とするなど適切な保険金水準とすることや、企業が当該保険金を受け取ることの妥当性が認められるかといった点及びモラルリスクを排除する仕組みが重要となる。疾病及び傷害を原因とする従業員の就業不能状態に伴い企業に保険金を支払うこととした場合、従業員に対するパワハラや職場の安全配慮義務が不十分だったことに起因する疾病等に対する保険金を企業に支払うことに妥当性はなく、また、企業が受け取ることに妥当性がない保険金の支払いを排除する体制の構築も困難であると考えられる。よって、被保険者等の保護及びヒューマン・ヴァリュー特約に係る適切な業務運営の確保の観点から、保険金支払事由を限定したことは妥当である。

2. 生命保険商品 (算出方法書)

(1) 監督指針IV-5-3 (契約者価額)

《MVAにおける調整項の水準について》

MVA (市場価格調整) の適用にあたり、過去の指標金利の推移などを参考に解約時と資産売却時のズレ (タイムラグ) から発生する損失は限定的と判断し、タイムラグマージンを0.00%と設定した。

(コメント) 一般的に、MVAの適用にあたり、解約時と保険会社の資産売却時とのタイムラグから発生する保険会社の損失をカバーするため、調整項(タイムラグマージン)を設定することが行われているが、その水準は、解約に伴う費用相当額として合理的かつ説明可能な範囲に設定する必要がある。本商品は、当該調整項の数値を必要以上に保守的に設定することは、中途解約をする契約者に過度の負担を強いることになることに留意し、過去の指標金利の推移を踏まえた上で、タイムラグマージンを0.00%としたものであり、顧客本位の業務運営の観点から望ましいものと考えられる。

3. 損害保険商品(約款・事業方法書)

(1) 規則第11条第1号(契約者の需要と利便)

《社会問題に対応した商品の提供》

自動車専用道路等において、被保険自動車に搭乗していた者が車両の故障や事故などを理由に止むを得ず車外に出た際に交通事故にあった場合、自身で加入している人身傷害保険では補償されないケースがある。

そのため、「自動車専用道路等において被保険自動車を一時的に離れている者」を被保険者に加えることとした。

(コメント) 現行の人身傷害保険においては、被保険自動車搭乗中の事故を補償する商品であれば、車外での事故は補償されない。また、被保険自動車搭乗中以外の交通事故も補償する商品では、車外での事故が補償される者は記名被保険者およびその一定範囲の親族に限られており、それ以外の同乗者は補償対象とならない。

自動車専用道路等において、止むを得ず車外に出る事態は搭乗者すべてに発生し得ることであり、車外に出ている間に交通事故に遭う事例が毎年一定程度発生している状況や、相手方からの損害賠償金では車外にいた者の被った損害が十分に補填されない可能性(自身の過失分が自己負担となる可能性)があることを踏まえると、本件のような改定は保険契約者等の保護に資するものと考えられる。

また、一般道においては車外に出た理由の特定が困難であり、補償する範囲の線引きが難しいこと等を踏まえると自動車専用道路等に限定したことは妥当と考えられる。

なお、被保険者の範囲を拡大する場合には、保険金の請求漏れを防止する観点から、保険募集時における商品内容の適切な説明のほか、事故受付時における補償対象者の確認態勢の構築が必要であることについても、審査の過程で認識を共有した。

《社会環境の変化（気候変動）に対応した商品の提供》

傷害保険における死亡リスクを含めた熱中症について、時間的又は場所的な制限（就業中のみ、行事参加中のみなど）がある商品や幼児・子どものみを対象とした商品だけではなく、被保険者を問わず日常生活全般を補償する商品（通常の傷害保険）においても補償の対象とすることとした。

（コメント）熱中症は、急激性・偶然性・外来性を満たす傷害であると考えられるが、従来、熱中症については、保険事故としての認定が難しいケースがあるとして、死亡リスクを補償対象とする場合は、限定的な引受け（時間的・場所的な制限または幼児・子どものみを対象）を行っていた。一方、近年では夏季の気温上昇に比例して熱中症搬送人員および死者数が増加しており、熱中症は特定の活動中や幼児・子どもに限って発症する症状ではないことが認識されてきている。こうしたことから、熱中症は日常生活におけるケガと同様の状況下で生じる蓋然性があることから、通常の傷害保険において死亡リスクを含めて熱中症を補償対象とすることは妥当と考えられる。

《社会環境の変化（自然災害の大規模化）に対応した商品の提供》

自動車保険のレンタカー費用特約について、台風、洪水、高潮、豪雨等の自然災害発生時にレンタカー等の在庫が不足し、借入れができない場合において、レンタカー等の代替として、タクシーやバス、電車等の他の交通手段を利用した場合の費用をレンタカー費用とみなして、実額（1日あたりのレンタカー費用の限度額に他の交通手段を利用した日数を乗じた総額を限度）を補償することとした。

（コメント）自然災害の影響によりレンタカー等の在庫が不足するという契約者の責めに帰さない事情で、やむを得ず生じた代替交通手段の費用をレンタカー費用とみなして実額で補償するよう商品を改定することは、近年における自然災害の大規模化や被災地の実情に照らして合理的なものであり、また、契約者の利便性向上にも資することから、有益であると考えられる。

《社会環境の変化（高齢化社会）に対応した商品の提供》

ボランティアドライバー等が所有する自動車を用いて移動支援サービスを提供するにあたり、移動支援サービス事業者からの指示に基づいて自動車を運転している間等の補償に限定した、移動支援サービス事業者が付保する専用の自動車保険を開発した。

(コメント) 地域における移動手段の確保にあたっては、まず初めに当該地域における交通事業者（バス・タクシー）によるサービス提供が検討される場所であるが、このような交通事業者によるサービス提供が得られない場合に、市町村やNPO法人等が運営主体となり、ボランティアドライバーを募ったうえで移動支援サービスを行うことがある。こうした中で、ボランティアドライバーの確保が現場の課題のひとつとなっている。

上記課題を踏まえ、ボランティアドライバーが移動支援サービス事業者からの指示に基づいて自動車を運転している間のリスクに限定した本商品で補償を提供することは、ドライバー確保の課題解消に資するという観点から有益であると考えられる。

なお、本商品は移動支援サービス事業者が保険契約者となる（ドライバーは本商品の保険契約者ではない）ため、移動支援サービス事業者による運行管理態勢の構築が必要であるとともに、移動支援サービス事業者からドライバーに対して本商品の利用にあたっての留意事項（補償範囲・内容のほか、自動車保険への継続加入の重要性、事故発生時の対応、禁止事項等）を適切に説明する態勢が構築されていることが必要であることについても、審査の過程で認識を共有した。

《社会環境の変化（キャッシュレス社会）に対応した商品の提供》

キャリア決済やウォレット決済など、多様なキャッシュレス決済手段による保険料の払込みを可能とした。

(コメント) 昨今、キャッシュレス決済手段が多様化している状況を踏まえると、保険料の払込みにおいてもポイント利用も含めたキャッシュレス決済を可能とすることは契約者利便に資するものと考えられる。

一方で、決済手段の多様化にあたっては、保険契約者との間で保険料の領収時点等を約款等で明確にするとともに、保険料の払込みにポイントが利用される場合であっても、当該ポイントを「金銭」に換金した上で保険会社は保険料を收受することや、対象とするポイントにかかる信用リスクや保険契約者間の公平性等を踏まえた要件（※）を予め定めておくことが必要であり、基礎書類上に明記したことは適切であると考えられる。

（※）ポイント発行会社の信用リスクを長期にわたって負うものではないこと、ポイントの価値が一定かつ著しい変動が生じないものであること等
また、決済機関や収納代行業者の選定・管理にあたっては、社内規定を整備の上、適切な管理態勢を構築することが必要であることについても、審査の過程で認識を共有した。

4. 損害保険商品（算出方法書）

- (1) 法第5条第1項第4号イ（保険料及び責任準備金の数理的合理性及び妥当性）、
監督指針IV-5-1(2)(3)

《信頼性のある基礎データに基づく料率の細分化》

家計向け火災保険の料率において、従来、水災リスクについては建物所在地に関わらず全国一律となっていたものを、建物所在地の水災リスクに応じて4区分とする細分化を行った。

(コメント) 水災リスクについては、河川が氾濫するリスク（外水リスク）や排水処理能力の超過による雨水溢れ等のリスク（内水リスク）等があり、これらは建物所在地の立地条件（川沿い、高台等）によって異なることが考えられる。国交省ハザードマップでは、外水リスク、内水リスク等が発生した場合の地域ごとの浸水深等が公表されており、信頼性のある基礎データに基づき料率を細分化することは合理的であると考えられる。

なお、水災料率を細分化するにあたっては、料率三要件（合理的・妥当・不当に差別的でない）を満たす必要があり、特にリスクの高くなる地域については、保険の入手可能性を阻害しないよう、配慮する必要がある。

- (2) 法第5条第1項第4号イ（保険料及び責任準備金の数理的合理性及び妥当性）、
監督指針IV-5-5（各種割増引制度等）

《過去の保険金支払実績に基づく合理的な保険料の割増引》

マンション管理組合向けの火災保険において、築古物件であっても特定のメンテナンス（給排水管の更新工事）を実施しているマンションについては、保険事故が発生しにくくなることが確認できることから、メンテナンス状況に応じて保険料を割り引くこととした。

(コメント) 築古物件における特定のメンテナンスにより、保険事故の発生が低減している実態を踏まえ割引を行うものであり、合理的かつ妥当なものと認められる。

なお、マンション共用部分のメンテナンスを行うことで保険料が割り引かれる仕組みを設けることにより、マンション居住者の改修に対する理解を得やすくし、保険事故の低減効果も期待されるものであることから、契約者利便にも資すると考えられる。

(3) 法第5条第1項第4号イ、ロ（保険料及び責任準備金の数理的合理性及び妥当性、非差別性）、監督指針Ⅱ-2-5-2(5)④、Ⅳ-5-1(6)②（付加保険料）

《合理的な根拠に基づく付加保険料の割引》

保険会社のウェブサイト上で保険契約を締結した契約者が、ポイント発行会社の会員である場合、保険料総額に所定の付与率を乗じた額に相当するポイントを付与することとした。

(コメント) 本件のようなポイントの付与は、実質的に保険料の割引と同様の経済効果を有するが、これを基礎書類に基づいて行う場合は、保険業法第300条第2項の規定により、同第300条第1項第5号（特別利益の提供禁止）の適用除外となる。

本件は、料率三要件（合理的・妥当・不当に差別的でない）に則り、「適切に計算された付加保険料の削減相当分の範囲内で社会通念上相当な価値のポイント付与を行うもの」「一般化しているインターネット割引と同様に契約者に特段の資格やスキルを必要とするものではなく、適用機会の均等性を有するもの」「ポイントの価値が一定かつ著しい変動が生じないもの」であることから適当なものと認められる。

なお、ポイントの付与について募集文書などに掲載する場合は、募集経費の削減効果の還元である旨を記載するなど、単なる「特典」であると誤認させないよう留意する必要があることについても、審査の過程で認識を共有した。

《社会的意義を理由とした付加保険料割引》

コネクテッドカー（注）の普及・促進など、その社会的意義を理由として特例的に付加保険料の割引制度を新設することは可能か（照会）。

（注）情報通信端末としての機能を有する自動車

(コメント) コネクテッドカーの普及・促進などが、わが国の社会や経済に一定の有意な効果を及ぼす可能性が高いことは理解できるが、付加保険料であっても料率三要件（合理的・妥当・不当に差別的でない）を満たす必要があり、割引制度の新設にあたっては、社会的意義だけではなく割引率の算出にかかる合理的な根拠等が必要である。